

従業員の安全確保と  
働きやすい環境づくりを支援します！

猛暑対策を  
応援！

# 善通寺市 事業者熱中症対策 支援補助金



熱中症から  
従業員を守り、  
安心して働ける  
職場環境へ！

## 1 補助内容

補助率 対象経費の  
**2/3**以内

補助上限 最大  
**10**万円



補助金に関する  
市ホームページはこちら

## 2 補助対象経費となる熱中症対策

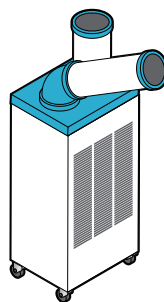
※これ以外の経費（空調設備、ミスト装置、遮熱シート等）は対象外です。  
※作業服やヘルメットは従業員数を上限とします。事業主は補助対象外です。



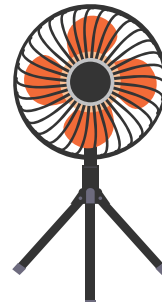
- ・ファン付き作業服
- ・冷却機能作業服
- ・ファン付きヘルメットまたは防暑タレ



- ・WBGT測定器  
(暑さ指数測定器)



- ・移動式スポットクーラー



- ・業務用扇風機

## 3 募集期間

※募集件数を超えた場合又は予算額を超えた場合は、抽選を行います。  
※抽選は市において実施し、結果は後日通知します。

1 回目 令和8年  
**6月15日(月)~26日(金)**

2 回目 令和8年  
**7月6日(月)~17日(金)**

## 4 補助対象者

- 【法人の場合】善通寺市内に本店所在地又は主たる事業所がある中小企業者・中小企業団体であり、かつ、善通寺市に法人市民税の納付実績があること（新設等の場合を除く）。  
【個人の場合】善通寺市内に住民票がある方。
- WBGT値28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる事業者であること。
- 市税を滞納していないこと。
- 香川県信用保証協会の保証対象となる業種（農林業を含む）であること。



申請フォーム

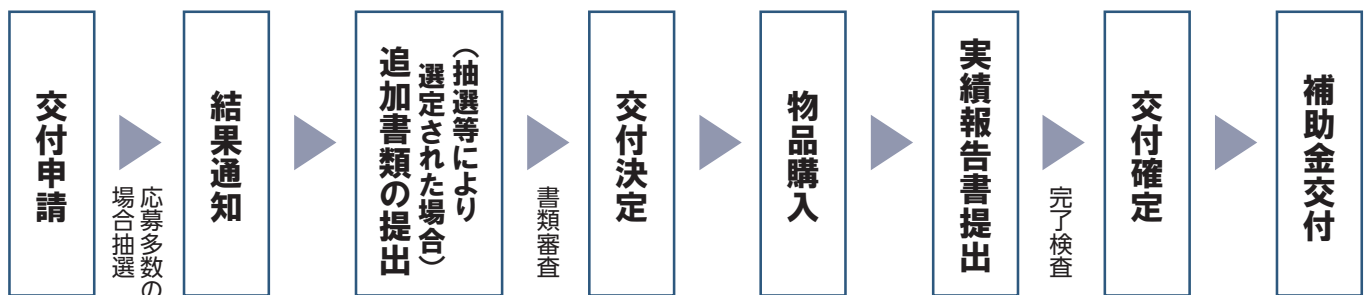
## オンラインより申請してください。

申請フォーム ▷ URL : <https://logoform.jp/f/OW8N2>

### 申請に必要な 添付書類

- 直近の決算書の写し（個人事業主は確定申告書）
- 補助対象経費の概要がわかる資料（見積書、カタログ等）
- 労働安全衛生規則第612条の2に基づく連絡体制や対応手順を示した書類

※必要に応じて状況調査を行う場合があります。



### 抽選等結果通知により 選定された場合の 提出書類

- 収支予算書
- 市税の滞納のない証明書
- 営業許可証の写し（必要な業種）
- 登記簿謄本（法人の場合）の写し
- 住民票（個人の場合）の写し
- 従業員数を示す資料

- ・自己が所有又は占有する作業場等における労働安全衛生規則第606条の措置に要する経費
- ・消費税及び地方消費税相当額
- ・振込手数料
- ・通常の事業活動とみなされる経費
- ・その他公序良俗に反するなど、補助事業の対象経費として不適切とみなされるもの



### 注意事項

- ・抽選等の結果に関わらず、補助金の申請は1事業者につき年度内1回限りです。
- ・交付決定前に着手しているものは対象外です。
- ・申請は原則オンラインで受け付けます。オンライン申請が困難な場合は、事前にご相談ください。

事業者の皆さまの  
積極的なご応募を  
お待ちしております！

問い  
合わせ先

### 善通寺市生活産業部商工観光課

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

電話：(0877) 63-6315

Mail: shoukan@city.zentsuji.kagawa.jp

